

徴収事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、新潟市横越総合体育館使用料の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

新潟市長 中原 八一

記

1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 横越総合体育館運営グループ
代表団体 愛宕商事株式会社 代表取締役 高橋 克郎
所在地 新潟市中央区東堀通一番町 494 番地 3

2 徴収事務を行わせる歳入

新潟市横越総合体育館使用料

体育施設の名称	所在地
新潟市横越総合体育館	新潟市江南区いぶき野 1 丁目 1 番 1 号

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和 6 年 4 月 1 日

4 徴収事務を委託した日

令和 6 年 4 月 1 日

5 徴収事務を行わせる期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで